

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 松野 博一

令和5年5月18日付け行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（デジタル庁・公正取引委員会・警察・金融・消費者庁・総務・法務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省）（令和5年3月7日閣議決定）に関連して、内閣法制局に提出された行政文書（①法律案、②理由、③新旧対照条文、④用例集、⑤内閣法制局説明資料）のうち⑤内閣法制局説明資料（注※）。注※法案に係る論点について内閣法制局の審査のためにまとめられた行政文書、各省庁により呼称は異なります。最終版をPDF化したもので差し支えありません。なお、本請求は個人の法令の研究活動の一環としてお願いしているものです。）（同月22日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 開示する行政文書の名称
内閣法制局説明資料（デジタル規制改革推進の一括法）
- 不開示とした部分とその理由
なし
- 不開示とした文書及びその理由
なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。